

(JBA 公認 B 級審判員用資料)

指名審判員について (20180601)

○県内 B 級審判員の中から、指名審判員を選出する。

《指名の基準》

指名 A：県内 A 級候補審判員となった者

指名 B：高校総体決勝リーグ相当のゲームを担当する審判技術を有する者

指名 C：高校総体 2 日目相当のゲームを担当する審判技術を有する者

《指名にあたって》

①指名 A について

- ・指名 A(県内 A 級候補)を希望する者は、8 月 25 日～9 月 1 日の間に所属地区審判長の推薦を得て、県審判委員長に申し込むこと。
- ・指名 A 希望者と県審判委員長の推薦者は、10 月のウインターカップ予選と 11 月の高校地区新人戦においてインストラクターの評価を受ける(2 PO)。希望者の中から、男性最大 6 名、女性最大 3 名を指名 A とする。
- ・指名の期間は、県内 A 級候補となった年度の 1 月から翌年度の 12 月までとする。ただし、4 月の県内 A 級候補審査会で A 級候補とならなかった者は、指名 B または指名 C に移行する。また、5 月 A 級一次審査及び 9 月最終審査で不合格だった場合も同様とする。
- ・9 月 A 級最終審査で不合格だった者の申込期間は、別途設ける。
- ・指名 A は、3 年間連続して受けることができない。

②指名 B について

- ・県審判委員長が指名し、本人に通知する。
- ・指名の期間は、指名 A に準じる。

③指名 C について

- ・県審判委員長が指名し、本人に通知する。
- ・指名の期間は、指名 A に準じる。

《注意事項》

- ・指名を受けた者は、指定されたそれぞれの研修会に参加すること。
- ・3PO の審判技術習得は必須である。
- ・指名を辞退する場合は、その旨を県審判委員長に報告すること。
- ・指名を受けても評価及び大会運営上の都合により割当がない場合もある。
- ・大会運営上、指名審判員ではなくても、そのカテゴリーのチーム関係者が割当を受ける場合がある。
- ・指名を受けた者の中から、評価によりブロック大会への派遣を決定する。